

# 資料編

1. 藤沢市市民活動推進条例
2. 藤沢市市民活動推進計画策定経過
3. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿
4. 「藤沢市市民活動推進計画（素案）」についての  
パブリックコメント実施結果
5. 藤沢市市民活動推進センター  
「市民活動団体の活動状況調査」アンケート結果

## 1. 藤沢市市民活動推進条例

平成13年9月27日

条例第8号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団体が協力し合つて、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待される場所である。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなつている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によつて行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、並びに市民活動推進センターを設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

(基本理念)

第3条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、第3条の基本理念にのつとり、活動を行うとともに、その活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民活動推進計画)

第7条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針
- (2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項

3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(基本施策)

第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 活動の場所の整備に関すること。
- (2) 情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。
- (4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関する

ること。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

第9条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み3人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することができる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。

2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。

3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。

4 市長は、第2項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

(書類等の公開)

第10条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、この市に、藤沢市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 推進計画に関する事項

(2) 藤沢市市民活動推進センターの運営に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

(平成16条例19・一部改正)

(委員)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 市民活動を行う者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(市民活動推進センターの設置)

第13条 市民活動の推進に資するため、この市に、市民活動推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第14条 市民活動推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢1,031番地

(休館日)

第15条 藤沢市市民活動推進センター(以下「推進センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(第25条に規定する市長が指定するものをいう。次条及び第20条から第22条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(平成16条例19・追加)

(供用時間)

第16条 推進センターの供用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に、供用時間を変更することができる。

(平成16条例19・追加)

(事業)

第17条 市長は、推進センターにおいて、市民活動の推進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
- (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
- (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
- (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
- (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
- (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業  
(平成16条例19・旧第15条繰下・一部改正)

(推進センターの利用)

第18条 推進センターの施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進センターの施設又は設備を利用させないことができる。
- (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。  
(平成16条例19・旧第16条繰下)

(特定施設等の使用の許可)

第19条 推進センターの施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前条第2項各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。  
(平成16条例19・旧第17条繰下・一部改正, 平成22条例27・一部改正)

(利用料金)

第20条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支

払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平成16条例19・追加, 平成22条例27・一部改正)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成16条例19・追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第22条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平成16条例19・旧第19条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第23条 特定施設等使用者は、使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平成16条例19・旧第20条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第24条 市長は、特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(平成16条例19・旧第21条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第25条 推進センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成16条例19・追加)

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 推進センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第17条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、推進センターの運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(平成16条例19・追加)

(指定管理者の指定等)

第27条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(平成16条例19・追加)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平成16条例19・旧第23条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第13条から第22条までの規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年11月規則第19号により同年12月15日から施行)

附 則(平成16年条例第19号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第23条を第28条とし、同条の前に3条を加える改正規定(第27条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

附 則(平成22年条例第27号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市市民活動推進センターの特定施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については、改正後の藤沢市市民活動推進条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



別表(第19条, 第20条関係)

(平成16条例19・全改, 平成22条例27・一部改正)

1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室A	1時間当たり	150円
会議室B	1時間当たり	140円

2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1個につき1月当たり	400円
ロッカー(小)	1個につき1月当たり	200円

## 2. 藤沢市市民活動推進計画策定経過

### (1) 藤沢市市民活動委員会審議経過（延べ10回）

#### ①第4期市民活動推進委員会

2009年12月21日 平成21年度第8回市民活動推進委員会

市民活動推進計画改定に係る進め方の確認

2010年1月20日 平成21年度第9回市民活動推進委員会

現行計画における取り組み状況に関する現状分析及び評価について  
意見交換

2010年3月18日 平成21年度第12回市民活動推進委員会

第9回委員会の意見交換を踏まえて市民活動の推進に係る現状分析及び評価を取りまとめ、第5期委員会への申し送り事項を作成

#### ②第5期市民活動推進委員会

2010年4月14日 平成22年度第1回市民活動推進委員会

市民活動推進計画について諮問

2010年5月31日 平成22年度第4回市民活動推進委員会

第4期委員会からの申し送り事項を基に計画のあり方について  
意見交換

2010年7月12日 平成22年度第5回市民活動推進委員会

市民活動推進計画の目指す目標の決定

新しい計画に盛り込むべき内容についての意見交換

- ・市民活動団体の信頼性の向上
- ・市民活動団体の自立を促すためのマネジメントの強化
- ・市民活動団体と地域とが連携する仕組み

2010年8月9日 平成22年度第6回市民活動推進委員会

目標を実現するための3つの指針を決定

2010年8月30日 平成22年度第7回市民活動推進委員会

3つの指針に沿った15の施策の決定

2010年10月6日 平成22年度第8回市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進計画（素案）を基に審議

2010年11月15日 平成22年度第9回市民活動推進委員会

第8回委員会の審議を踏まえて修正した計画案を基に審議し、  
答申案を決定

2010年11月29日 藤沢市市民活動推進計画に係る答申

(2) 市民・市民活動団体からの広聴経過

2010年8月9日～8月31日

市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アンケート実施

→267団体から回答（回収率61.8%）

2010年10月1日～10月30日

藤沢市市民活動推進計画（素案）に対するパブリックコメント手続き実施

→7人から36項目の意見聴取

### 3. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿

(敬称略 五十音順)

	氏 名	選出区分（所属機関（団体）名及び役職等）
委員長	粉川 一郎	学識経験者 （武蔵大学社会学部メディア社会学科准教授）
副委員長	椎野 修平	学識経験者 （元かながわ県民サポートセンターサポート部長）
委 員	小河 静雄	企業関係者（藤沢商工会議所青年部会長）
	川崎 聡美	子ども青少年関係者（CUE舞）
	清水 あつ子	公募委員
	清水 正江	福祉関係者（子育て支援グループ ゆめこびと）
	田中 弘	公募委員
	手塚 明美	市民活動推進センター所長
	中井 昭南	公募委員
	中島 智人	学識経験者（産業能率大学経営学部准教授）
	服部 洋平	企業関係者（社団法人藤沢青年会議所専務）
	梁川 等	公募委員

#### 4. 「藤沢市市民活動推進計画（素案）」についてのパブリックコメント実施結果

市では平成17年9月に策定した藤沢市市民活動推進計画の改定に向け、広く市民の方のご意見・ご提案をお聴きするため、「藤沢市市民活動推進計画（素案）」についての意見募集を実施いたしました。

提出いただいた貴重なご意見について、項目ごとに整理し、これに対する市の考え方を取りまとめました。

なお、いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約させていただきました。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

##### 1. 意見等を募集した事項

「藤沢市市民活動推進計画（素案）」について

##### 2. パブリックコメント実施期間

2010年（平成22年）10月1日から2010年（平成22年）10月30日まで

##### 3. 意見提案の対象者

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者

##### 4. 意見の提出方法

任意の用紙により、郵送・ファクス・持参・藤沢市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出。

##### 5. 意見提出の状況

(1) 提出人数 7名

(2) 項目数 36件

(3) 意見の趣旨と市の考え方について 別紙のとおり

市民活動推進計画に係るパブリックコメント実施結果

項目	趣旨 ※( )内は意見件数。	市の考え方
第1章 市民活動推進計画の概要	現計画への評価と反省が示されるべき。	「第2章 藤沢市における市民活動の現状」の中で現計画の内容も含め、市民活動の現状を考察し、導き出される課題を示しています。
	意図・目的などの本来的な趣旨説明が欠けている。	第1章の中で計画の趣旨等については、示すとおりです。
第2章 藤沢市における市民活動の現状	現状の対応状況と定量的な数字が記されているが、数字については比較サンプルがないので評価できない。	市民活動の現状について、市民活動に関するアンケート結果などからも現状・課題を考察し、施策を検討してまいりましたが、具体的な数値及びデータの掲載をしてまいります。
	定性的な問題点の分析を、今回の施策にどのように反映するのか明示すべき。	
	5頁④の「片瀬しおさい荘」は「片瀬しおさいセンター」ではないか。	「片瀬しおさいセンター」と訂正します。
	6頁①の助成制度の実施を要望する。介護保険にないサービスを自主的に実施しているグループが各地域にあり、財政的な支援を強く要望する。	本市の助成制度については、平成18年度から「藤沢市公益的市民活動助成事業」を実施しておりますが、第4章で示したように、今後も市民活動団体にとって、より充実した制度となるよう、検討してまいります。
第3章 市民活動推進に関する基本理念	目的・理念にインパクトがない。	基本理念については、藤沢市市民活動推進条例および、総合計画の中で定められているものですのでご理解ください。
第4章 基本的な指針及び施策	公民館に子育て広場を常設してほしい	
	子育て広場の施設の利用時間の延長を検討してほしい。	
	生活支援の活動には、専用の場が必要で、時々会議の場や広報手段だけでは不十分である。	
	地元の調理・配食活動で学校の調理場を利用できないか。 住民の食事とたまり場として空き店舗を積極的に確保して行政が活動主体を募集してはどうか。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備」の「基本的な施策」に沿って、市民活動団体が円滑に活動できるよう、公共施設における市民活動団体の利用拡充及び、市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進を図ってまいります。
	市民の家の備品等を充実させて、活動場所として有効活用してはどうか。	
	市民団体が公共施設を利用するとき、有料な活動を制限していることは理解しがたい。公共性に富んだ活動で市民団体が必要な経費を捻出するために有料とできないのは、実質的に市民活動を抑制している。市民の知恵を借りて改善する方法はいくらでもあるのではないか。	
	市民活動推進センターの場所を市役所の近くへ移転することにより、市民に認知され、市民活動の推進に効果があがるのでは。 市民自治推進課の組織図に市民活動推進センターを位置づけ、関係を市民にわかりやすくしてはどうか。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」の「指針1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備」の「基本的な施策」に沿って、市民活動支援施設の拡充について、検討してまいります。
	広報紙に「市民活動」欄を常設したらどうか。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備」の「基本的な施策」に沿って、市民活動団体の情報発信を充実させていきます。
	助成金については各団体の内容によって柔軟な対応をお願いしたい。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針2 市民活動団体自立と活動に対する支援」の「基本的な施策」に沿って、助成制度の充実及び助成制度の申請についての支援体制作りを行ってまいります。
	助成申請から結果の報告までの相談窓口が必要。親切に支援してもらえると感じられる工夫をお願いしたい。	
	講師謝礼の補助も考えて欲しい。	
財政的支援について、活動の質と量をポイントなどで評価し、行政への支払いに使えるようにするなど、思い切った発想の転換が求められているのではないか。 多くの活動が行政の不備を支えていると感じる。 行政財源のやりくりは不可欠。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針2 市民活動団体自立と活動に対する支援」の「基本的な施策」に沿って、市民活動団体が自立した運営を行えるよう、公益的な市民活動に対する様々な財政的支援のあり方を検討してまいります。	

項目	趣旨 ※( )内は意見件数。	市の考え方
第4章 基本的な指針及び施策	知恵を出し合うための連携しあう仕組み作りと、人材を幅広く得るための人材育成や人材登録・情報の収集・発信は最重要事業と考える。(2件)	市民活動推進センターでの講座等による支援については引き続き実施し、人材育成を図っていきたくと考えております。加えて、「第4章 2 基本的な指針及び施策」に沿って、市民活動推進センターやボランティアセンター等関係機関と連携を取りながら、情報の収集・発信の充実や市民活動への参加促進及び支援をさらに進めてまいります。また、市民活動団体が様々な主体と連携して多様な活動が行えるよう、「協働コーディネーター」の配置や、地域での円滑な協働を推進するための仕組みとして、「地域まちづくりパートナーシップ」を導入し、市民活動の活性化を進めてまいります。
	市民活動参加者や事業に関わる人間の偏り、高齢化があり、人材育成と確保は急務のことと考える。(3件)	
	定期的にボランティア養成講座等講演や研修を企画開催してはどうか。(2件)	
	協働事業について、市民活動を研究し、普遍性・恒常性が要求される活動を行政システムに積極的に取り込んで欲しい。 市民生活を支える基本的なシステムの開拓やつながり作り・維持は市民の粘り強い活動である。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」の「指針3 市民活動団体の多様な協働」の「基本的な施策」に沿って、行政内部の協働の文化を醸成し、公民連携事業化提案制度との連携も取りながら、市民活動団体が協働事業を行いやすい環境を作ってまいります。
	過疎地帯・団地の問題・典型例を研究し、行政から積極的に協働事業として提案していただきたい。	
計画(素案)全体について	「市民活動」の定義がされておらず、計画を理解しづらい。(3件)	市民の皆様にご理解いただけるよう、藤沢市における「市民活動」の定義を記載します。
	自治会活動についての対策が講じられていない。(2件)	自治会については、基本的に共益的な団体と捉えており、本計画の対象外と考えております。 なお、市民の皆様にご理解いただけるよう、本計画の対象について説明を加えます。
	「ふじさわの新しい公共」についての説明がない。	市民の皆様にご理解いただけるよう、「ふじさわの新しい公共」について説明を加えます。
その他 市民活動推進についての意見	市民活動推進制度は今後、さらに強化すべき制度の一つである。この制度を定着させ、運用していくためには、市民の意見を幅広く聴き、取り入れていくことが必須条件である。 例えば、公民連携事業化提案制度は、趣旨説明が不十分である。審査のプロセスを明確にすべきである。採用・不採用の具体的な理由も公表すべきである。 市民の意見・考えを取り上げていくつもりならば、まずは市民に制度の仕組みを理解させ、透明性を高めて行くことが求められる。	本市の市民活動推進策の策定にあたっては、今後も市民の皆様のご意見を伺いながら、実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
	市民活動の推進力としてNPOをもっと積極的に活用すべき。色々な分野で数多くのNPOが誕生できる環境は最低限必要。NPOを活性化させ、その上でNPO間の競争を促す施策が元氣のある市を形成する手段の一つである。	本市の市民活動については、市民活動推進計画に基づき、ふじさわの新しい公共を担う主体として活躍していただけるように育成・支援を行ってまいります。